

# インターネットにおける技術的な著作権侵害防止措置について

---

# インターネットにおける技術的な著作権侵害防止措置について

## プロバイダによる侵害対策措置の促進(短期・中期)

・プロバイダと権利者が協働し、インターネット上の侵害コンテンツに対する新たな対策措置(例えば、警告メールの転送や技術的手段を用いた検知)を図る実効的な仕組みを2010年度中に構築する。(知的財産戦略本部「知的財産推進計画2010(工程表)」(2010年5月21日) 13頁)

## ニフティ株式会社法務部長丸橋透氏(第3回プロバイダ責任制限法検証WGにおけるヒアリング)

「権利侵害防止(技術的)措置の導入を責任制限要件とすべきでは無い。プロバイダの条理上の作為義務の範囲をはるかに超えることとなる。プロバイダに情報の出版人・編集者としての義務を課すこととなる。逆に、プロバイダに編集責任のある者としての責任の根拠となりえる。クレーム対応コストの削減等、ビジネス判断として権利侵害防止措置を導入するのと、義務／責任制限の要件とするのは全く別な問題である。DMCAの「技術標準」導入要件も非常に狭い。」

## 社団法人日本インターネットプロバイダー協会野口尚志氏(第3回プロバイダ責任制限法検証WGにおけるヒアリング)

「技術的侵害防止措置が取りえる主体は、典型的に限られている。ISPやホスティングプロバイダでは無理(検閲そのもの)。動画投稿サイトなどでデッドコピーを検出するなど、技術的に可能な場合もある。しかし、問題点も多い規模にかかわらず実施すべきとなると、個人や小規模サービスへの影響が大きい。権利データベースを誰が持つか?という問題もありうる。そもそも、技術的侵害防止措置がなくとも、中小規模事業者の多くは、自主的に対応しているのではないか。特定の技術的手法を要求することの問題もありうる。以上から、そもそも技術的侵害防止措置を取りうる主体は典型的に限られているうえ、現実的にコストを負担できる規模の事業者も限られているのではないか。」

# インターネットにおける技術的な著作権侵害防止措置について

## フィンガープリント技術

オリジナルのコンテンツの特徴データ(フィンガープリントデータ)をデータベース化したものと、あるコンテンツの特徴データを照合させることにより、オリジナルのコンテンツと当該コンテンツの同一性を特定することが可能な技術。

- 現在、一部の大手動画投稿サイトで採用されている。現状では、プロバイダに広く普及しているとは言いえない。
- フィンガープリント技術の導入と運用には、一定のコストが発生。
- オリジナルのコンテンツ（または、そのフィンガープリントデータ）は、その権利者から提供を受ける必要があり、プロバイダ単独での運用は困難。
- オリジナルのコンテンツに一定程度を限度とする編集・加工（字幕、圧縮等）を行っても、同一性を特定することが可能。
- フィンガープリント技術自体は、コンテンツの同一性を特定するものであり、それがフェアユースに該当するか等、権利侵害情報かどうかの判断が必要。